

[事案 16-12] 入院給付金請求

- ・平成 16 年 9 月 24 日 裁定受理
- ・平成 16 年 10 月 25 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

肝炎の治療のために長期入院したが、約款の入院に該当しないとして 4 日分しか入院給付金が支払われなかった。保険会社は入院全期間の入院給付金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

申立人は入院期間 200 日中、外泊 62 日、外出 108 日という外泊・外出状況が判明しており、支払可否を検討した結果、入院当初の 4 日間が約款に定められた入院であると判断したものである。既に 4 日分を支払っており申立人に対する債務は存在しない。よって債務不存在確認のため、提訴をする。

< 裁定の概要 >

裁定審査会から申立書添付書類の提出を求めたところ、申立人からは連絡がなかった。

上記のとおり保険会社から「裁定不承認届」が裁定審査会宛てに届出があったため、裁定審査会は、保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人宛て「保険会社は裁判により解決を図ることを明確にしていることから、裁定審査会は裁定を開始しない。」旨通知を行った。

その後、当該保険会社は平成 17 年 1 月に地方裁判所に債務不存在の確認のため提訴した結果、保険会社勝訴との判決であった旨報告があった。